平 成二十三 年 度 に お け る 財 政 運 営 0 た め の 公 債 0 発 行 0 特 例 等 に 関 す る 法 律 案 参 照 条 文

0 財 政 法 昭昭 和二 十二年 法 律 第三十 四 号)

第 財四 前源条 但つ国 書いの のて歳 規は出定、は . よ会 りの債 公議又 債決は をを借 発経入 行た金 し金以 又額外 はのの 借範歳 入囲入 金内を をで以か、て て、 場債そ 合をの に発財 お行源 いては、これとしなけれ そ入れの金ば 償をな 優還の計画を同ななすことが*で*なすことがで で きる。 公 共 事 業 費、 出 資 金 及 び 貸 付 金 の

32 略項に に国 な す公 玉 会に提 出 し な け れ ば な 6 な

0 特 余会 する 法 律 伞 成 十 九 年 法 律 第二十三 号)

第 のり八 前翌当条剰別 にの度特各金計 よ規の別特のに り定歳会別処関 、に入計会理一かにの計 般か繰積に 会わり立お 計ら入金け のずれとる歳、るし毎 歳、るし毎入同もて会 に項の積計 繰のとみ年り翌す立度 てる金元 額歳 及 出 びの 資 決 金算 に上 組剰 み余 入金 れを た る 金 じ 額た を場 控合 除に しお てい て、 な お 残当 余該 が剰 あ余 いるときから は次 章 こに れ定 を当る T該特別でところ 会に計よ

2 とこ ろ項年該 入年るれま へれることがで年度の歳入に! できる。 れ る ₽ の とさ れ る 金 額 の 全 部 又 は 部 に 相 当 す る 金 額 は、 予 算 で 定 め

び

第 五 十資 六本 条並 財に 政利 融益 資及 資び 金損 一脚失 定の に処 お理 V て、 毎 会 計 年 度 の 損 益 計 算 上 生じ た 利 益又は 損 失 は、 翌 年 度 に 繰 ŋ 越 L て 整 理 す る ъ の ح す

第 五 十 八 条 第 三 項 の 規 定 に ょ る 繰 入 金 に 相 当 す る 金 額 は 前 項 の 繰 越 利 益 の 額 か 6 減 額 し て 整 理 す る Ъ の とす

2

第 いの歳五 第財で繰入十積 政定そ一政「越の八立 融かの項融支額収条金 資国え精資済う済財 金債る立金額ち額政 おおける。生いたのでは、おおり、これのでは、これ のお決除出納て (り入れることができる。 が節囲内で、同項の積立金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れ、おいて政令で定めるところにより算定した金額を超える場合には、好算上収納済額が支出済額等に不足する場合には、前項の積立金からした金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。「金であって当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったも「済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第七十条の規定、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰 ーとして積み立てるものとする。6でに支出済みとならなかったもg出の支出済額と第七十条の規定R余金を生じた場合には、当該剰 のに余 とよ金 のるの 合歳おり 額金 (の当 次翌該 項年年 に度度 おへの

- 3 同り 資ら超の資出の納 年度の歳入歳い入れることが 5 当該繰り入れた金額を、予算で定めるところによ 足するもの ح こする。
- 出 の 算 Ë 剰 余 金 を 生じ た !場合 に は 第 八 条 第 項 の 規 定 は、 適 用 し な *ر* را

一目 算 事 業 団 の 債 務 等 の 処 理 に 関 す る 法 律 伞 成 + 年 法 律 第 百三十六 /号)

3 2 第 と同て し条「機前十特本 て第中構項七別国 整一期はに条の有 理項目、規 勘鉄 しの標第定機定道 な規の一す構 け定期項るは れに間に特、

ばよ」規別特 なると定の例 ら積いす勘業 な立うる定務 い金。特にに 。が一別つ係 あののいる る最勘て経 と後定は理 きのに `に は事お通つ `業い則い そ年で法での度、第は 額に通四、 に係則十そ 相る法四の 当通第条他 す則二第のる法十一経 金第九項理 額四条たと を十第だ区 当四二し分 該条項書し、 中第第 期一一第特 目項号三別 標本に項の の文規及勘 期又定び定 間はす第を の第る四設 次二中項け の項期のて 中の目規整 期規標定理 目定のはし標に期、な のよ間適け 期る一用れ 間整以しば に理下なな おをこいら け行の°な

V

るつ項 積たに 立後お金、い